



第 6 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

個別注記表

2012 年 6 月 8 日

ライフネット生命保険株式会社

個別注記表は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされます。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

① 建物以外（リース資産以外）

- ・ 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。
- ・ 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

② リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。

3. 無形固定資産の減価償却の方法

ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしておりませんが、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。

5. 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

6. その他採用した重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 責任準備金の積立方法

保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて 5 年チルメル式により計算しております。

(3) 保険業法第 113 条繰延資産の処理方法

保険業法第 113 条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の 5 事業年度の間（2009 年 3 月期から 2013 年 3 月期まで）に発生した事業費の一部の金額を保険業法第 113 条繰延資産として計上しております。

保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後 10 年（2018 年 3 月期まで）の間に均等額を償却することとしております。

発生事業年度別残高（償却残年数：6 年）

2009 年 3 月期分	363 百万円
2010 年 3 月期分	446 百万円
2011 年 3 月期分	1,044 百万円
2012 年 3 月期分	1,805 百万円

7. 会計方針の変更

1 株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号 平成 22 年 6 月 30 日）、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号 平成 22 年 6 月 30 日公表分）及び「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 9 号 平成 22 年 6 月 30 日）を適用しております。当事業年度に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して 1 株当たり純資産、1 株当たり当期純損失を算定しております。

8. 追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、231 百万円であります。
2. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、12 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	33,717	42,023,283	—	42,057,000
合計	33,717	42,023,283	—	42,057,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 2011年12月14日の取締役会において、1株につき1,000株の割合とする当社発行株式の分割の決議を行いました。当該分割により、普通株式数が33,683,283株増加しております。なお、株式分割の効力発生日は2012年1月24日であります。

2. 2012年3月14日を払込期日とする有償一般募集により、新株を発行しております。当該募集による普通株式数の増加は8,340,000株であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式であり、その目的となる株式数は当事業年度末において1,000,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,365
減価償却超過額	96
保険契約準備金	65
リース資産減価償却費	38
その他	45
繰延税金資産小計	2,611
評価性引当額	△1,586
繰延税金資産合計	1,025
繰延税金負債との相殺	△1,025
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
保険業法第 113 条繰延資産	△1,173
支払リース料	△41
その他有価証券評価差額金	△15
その他	△5
繰延税金負債合計	△1,235
繰延税金資産との相殺	1,025
繰延税金負債の純額	△209

2. 当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

3. 法人税等の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)の公布に伴い、2012 年 4 月 1 日以降開始する事業年度より法人税率及び繰越欠損金の控除限度額が変更されることになりました。

法人税率の変更に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 36.21%から、2012 年 4 月 1 日に開始する事業年度から 2014 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 33.33%に、2015 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.78%となります。この変更により、繰延税金負債は 2 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 2 百万円増加しております。

また、繰越欠損金の繰越控除制度が 2012 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 80 相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は 194 百万

円減少（同額を繰延税金負債に計上）し、法人税等調整額は194百万円増加しております。

（金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

当社は、元本及び予定利息の確保を最優先し、現時点では、株式、不動産、外貨建て資産への投資を行わず、国債などの高格付けの円建て公社債中心の安全運用に徹しております。ただし、資本業務提携目的で株式1銘柄を保有しております。

バブル期などに契約した予定利率の高い保険契約を有する保険会社の場合、現在のような低金利環境下では、その予定利率を確保するために、株式や外貨投資などの収益でカバーする必要がありますが、当社の予定利率は現行の市場金利と同程度であるため、リスクの高い運用で利回りを確保する必要がありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として円建て債券と預金であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、①(a)金利リスク、①(b)価格変動リスク、②信用リスクとなります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、外部の金融・経済の有識者も参画するALM委員会、資産運用委員会を定期的を開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

① 市場リスクの管理

（a）金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM（Asset Liability Management：資産負債の総合管理）の考え方に基つき資産運用を行います。しかし、当社は開業後4年しか経過していないことに加え、掛け捨て及び保障性の商品が中心であるため、資産運用において負債の特性として考慮する保険料積立金は当事業年度末で1,013百万円であり総資産に比して少額であるため、ALMを主眼とした資産運用を行うことは他の生命保険会社に比べて重要視されません。したがって、資産と負債の金利又は期間のミスマッチを要因として発生する金利リスクが及ぼす当社への影響は非常に限定的であります。

今後は、保険料積立金の増加に応じてALMを考慮した資産運用を行う方針であります。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、価格変動リスクに関して、リスク管理に関する基本方針及び規程を定め、バリュー・アット・リスクの測定を定期的に行い、設定したリスク・リミットに照らして管理を行っております。これらの情報は、リスク管理部が一元的に管理し、定期的に取り締役会へ報告されております。

② 信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2012年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	428	428	—
有価証券	13,800	13,799	△0
満期保有目的の債券	10,431	10,430	△0
その他有価証券	3,369	3,369	—
その他資産 未収金	348	348	—

① 現金及び預貯金

当社は、満期までの期間が短いもの及び満期がない預金のみを保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

有価証券の時価については、取引所又は取引金融機関から入手した3月末日の価格によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりです。

a. 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的有価証券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,018	1,022	3
	社債	1,512	1,516	3
	小計	2,530	2,538	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	7,499	7,499	△0
	社債	400	393	△7
	小計	7,900	7,892	△8
合計		10,431	10,430	△0

- b. その他有価証券の当事業年度中の売却はありません。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	国債	1,422	1,414	7
	社債	1,606	1,600	5
	株式	139	100	39
	合計	3,167	3,116	51
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	—	—	—
	社債	201	201	△0
	株式	—	—	—
	合計	201	201	△0
合計		3,369	3,318	51

③ 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預貯金	428	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	8,500	900	500	500	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,300	600	—	200	100	—
合計	11,228	1,500	500	700	100	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額は、383円75銭であります。

1株当たり当期純損失は、26円37銭であります。

なお、当社は、2011年12月14日の取締役会決議に基づき、2012年1月24日付で1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記1株当たり情報は、当該株式分割が当事業年度期首に行われたと仮定して算定しております。